

平成31年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)が
 充てられた社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	決算額
地方消費税交付金	105,944
うち社会保障財源化分	42,587

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		特定財源	一般財源	
社会福祉	児童福祉事業	92,149	80,831	11,318
	母子福祉事業	4,579	291	4,288
	高齢者福祉事業	4,366	3,132	1,234
	障がい者福祉事業	172,275	123,537	48,738
	小計	273,369	207,791	65,578
社会保険	国民健康保険事業	55,271	25,469	29,802
	介護保険事業	78,276	2,651	75,625
	後期高齢者医療保険事業	66,739	11,115	55,624
	国民年金事業	177	177	0
	小計	200,463	39,412	161,051
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,403	764	639
	乳幼児医療給付事業	2,916	1,530	1,386
	予防事業	16,461	2,117	14,344
	診療所事業	127,007	10,000	117,007
	小計	147,787	14,411	133,376
合計	621,619	261,614	360,005	
	一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)			42,587

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の使途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の使途については、「消費税
 法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など